

宮崎市栄町街区公園、栄町児童館
トライアル・サウンディング実施要領

宮崎市都市戦略課



1 トライアルサウンディングの目的

宮崎市では、公園施設及び児童館の老朽化の進行による魅力の低下や利用者のニーズの変化が課題となっています。

今後、人口減少等の社会情勢の変化と市民ニーズ多様化が進む中、持続可能な行財政運営とサービス向上を目指すため、民間事業者の皆様に、都市公園と児童館とが共存する「栄町街区公園」と「栄町児童館」を暫定的に利用していただき(いずれか一方の利用も可)、実際の集客性や採算性を確認していただくことで、将来的に公民連携手法(Park-PFI等)の導入に向けた条件の検討、具体的かつ実現性の高い事業展開方針を官と民が一体となって検討していくことを目的とします。

なお、幅広い視点での提案を受け付けておりますので、暫定利用を伴わない提案も可能です。

2 期待される効果

(1) 参加事業者のメリット

- ① 暫定利用のため、少ないコストで参画できます。
- ② 提案内容が、公園利用者のニーズとマッチングしているか確認することができます。
- ③ 採算性をある程度把握することができます。
- ④ 実際の募集にあたって市への要望を伝えることができます。

(2) 宮崎市のメリット

- ① 対象施設の市場性を把握することができます。
- ② 事業者の皆さまの自由な発想に基づく提案により、利用者にとって魅力的な空間を創出することができます。
- ③ 事業者の皆さまが求める条件、要望等を把握することができ、今後の事業展開に役立てることができます。

3 対象施設の概要

施設名称	栄町街区公園(都市公園)、栄町児童館
所在地	宮崎市別府町 5-18
公園敷地面積	0.72ha
用途地域	近隣商業地域
建蔽率・容積率	80% ・ 300%
防火地域	準防火地域
その他の地域地区	駐車場整備地区
便所	公園内に 1 箇所、児童館内に 1 箇所
駐車場台数	公園利用者の駐車場はなし
建物概要	<p>構造 : 木造平屋</p> <p>建築年 : 1975 年(築 47 年)</p> <p>延べ面積 : 185.5 m²</p> <p>設置根拠法 : 児童福祉法(児童厚生施設)</p> <p>施設概要 :</p> <p>地域の子どもたちや子育て中の親子が自由に来館し、安心して遊べる施設であり、「遊びイベント」、「地域団体等と連携した交流事業」、「子育て交流広場」を行うなど、児童の健全育成に努めている。築 47 年を経過しており、床や外壁などに経年劣化が見られる。</p>
児童館利用の注意事項	<p>月～土曜日(祝日を除く)の 10 時～17 時は、児童館として開館しているため、児童館の開館に影響する常設型の提案は不可。</p> <p>事務室及び屋内倉庫の使用は不可。</p> <p>※その他、利用者には別途注意事項等記載した書類をお渡します。</p>

4 トライアル・サウンディングの流れ

1	事前相談・現地調査 (希望者のみ)	市と日程調整のうえ随時実施。 希望者は、9 応募方法(1)暫定利用希望者②事前相談等に示す書類を提出してください。
2	暫定利用受付	暫定利用を希望する民間事業者等から提案を受付。 提案時には、9 応募方法(1)暫定利用希望者①提出書類に示す書類を提出してください。
3	内容審査	提案内容を市で審査します。 このトライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。
4	使用に要する許可等	採用事業者には、事業実施に必要な使用及び減免の許可に必要な書類を提出していただきます。
5	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施。 利用期間は、原則 1 日から 30 日程度まで。 各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります。
6	モニタリング・ヒアリング (実績報告書の提出)	暫定利用中及び終了後に実施。 10 モニタリング及びヒアリングに示す書類を提出してください。

5 参加要件

対象者は、主体的に事業を実施する意向のある民間事業者、NPO 法人、個人事業主、その他団体、またはそれらで構成されるグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます)とします。

グループで提案する場合は、申込時に構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、トライアル・サウンディング及びサウンディングに参加できません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者。
- ② 申込書提出時点で、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成 8 年 2 月 7 日告示第 19 号)及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成 6 年 11 月 28 日告示第 198 号)に基づく指名停止措置を受けている者。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 条)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者。
- ④ 宮崎市税及び国税等について滞納している者。
- ⑤ 法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 47 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 2 条第 3 号に規定

する暴力団関係者。

⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

6 提案の要件

(1) 提案内容

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ① 提案内容は、実施期間中の一時的なイベントではなく、今後の継続的な事業展開につながるものであること。
- ② 利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- ③ 確実に実施できる利用内容であること。
- ④ 実施にあたって市の財政負担を求めるものでないこと。

※ 幅広い視点での提案を受け付けておりますので、暫定利用を伴わない提案も可能です。

(2) 特に期待する提案内容

小学生未満の子どもの遊び場や中高生世代の子どもの趣味や学習の場があり、幅広い世代の子どもが立ち寄る公園となるようなサービスの提案を期待しています。

- ① 老朽化した児童館を従来型の手法ではなく、公園を含めた Park-PFI 等のPPP(公民連携)手法で更新する場合の提案。
- ② 公園と児童館の境なく多世代が交流できる場の提案。
- ③ 18歳未満の幅広い世代の子どもが利用しやすい機能の提案。
- ④ 中高生世代の子どもが趣味や学習の場として自由に立ち寄れる場の提案。
- ⑤ 子どもの遊びの場に関する提案。
- ⑥ まちなかの回遊性に繋がるような多様な方々が交流できる場の提案。

(3) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 公衆の利用を著しく制約する恐れがあるもの。
- ② 騒音等によって公園及び児童館の利用者、周辺の居住者に著しい迷惑を及ぼす恐れがあるもの。
- ③ 公園及び児童館を損傷し又は汚損する恐れがあるもの。
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動。
- ⑤ 公園及び児童館の利用者間の利害の調整を図ることが困難であるもの。
- ⑥ 公園及び児童館の秩序維持、管理及び監督に支障があるもの。
- ⑦ 政治的または宗教的活動。
- ⑧ その他本事業の目的に外れると判断するもの。

7 実施要件

(1) 実施期間・実施時間

実施期間: 令和5年2月1日(水)～令和5年7月31日(月)まで

実施時間: 児童館は、月曜日～土曜日(祝日を除く)の9:45～17:45の利用は不可。その他、公園及び児童館で実施される各種イベントやグランドゴルフ等の利用と重なった場合や予約状況によっては、日時や場所の変更をお願いする場合があります。

利用期間: 1つの提案事業につき原則30日以内とします。利用期間の延長は、提案内容や応募状況を踏まえて市と協議するものとします。

(2) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出、事業の実施に係る費用は、すべてトライアル・サウンディングにより暫定利用を提案するもの(以下、「提案者」という。)の負担とします。

事業の実施においては、公園使用料及び児童館の使用料は全額免除とします。

施設に設置済みの電気・ガス・上下水道を使用する場合の使用料は、基本的には全額免除としますが、大量利用する場合や水栓を占有する場合は別途利用料等が発生するため、提案内容に応じて市と調整することとします。発電機等を利用する場合、提案者が用意することとし、費用も提案者の負担とします。

暫定利用に際して発生したゴミ(公園利用者に提供したサービスで発生したゴミも含む)の回収処理及びそれに係る費用は提案者の負担とします。

各種申請や保険加入等に係る費用は提案者の負担とします。

8 留意事項

(1) 提出書類の取扱い・特許権等

- ① 提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ② 提案者の提出書類については、本事業以外では無断で使用しません。
- ③ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った事業者が負うものとします。

(2) 法令の遵守

提案及び実施にあたっては、提案者の責任において関係法及び法令適合等を確認してください。

(3) 責任及びリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、提案者が実施する事業については、提案者が責任を持って遂行することとします。当該事業に伴い発生するリスクについては、提案者が負うものとします。

提案者は、提案者の責めに帰すべき事由により、施設又は設備に損害を与えたときは、これを原状に回復してください。また、他人に損害を与えたときは、被害者に対し、その損害を賠

償してください。

市は、提案事業の実施によって提案者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負いません。

(4) 許可証等の携行

提案者は、市から示された条件のとおり公共施設を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、各種許可証または承諾書を携行してください。

(5) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

(6) 結果の概要等の公表

本調査の結果は、市のホームページで公表します。参加事業者の名称や事業収支は公表しません。

(7) 実施事業の取り扱い

今後、市が栄町街区公園及び栄町児童館において、公民連携事業を公募する際、トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の選定プロセスに影響を与えるものではありません。

(8) その他

- ① 暫定利用に当たって知りえた情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- ② 暫定利用の実施に当たっては、当該施設の現運営事業者及び施設所管課と充分協議のうえ行うこととします。
- ③ 各種イベント等が重なった場合や予約状況によっては、日時や場所の変更をお願いする場合があります。
- ④ 暫定利用後は、原状復旧を行ってください。

9 応募方法

(1) 暫定利用希望者

① 提出書類

(ア) 申込時

- ・【様式 1】利用申込書
- ・【様式 2】誓約書

(イ) 利用決定後

- ・公園占用許可申請書もしくは公園内行為許可申請書に必要な資料（公園暫定利用の場合）
- ・行政財産目的外使用申請書に必要な資料（児童館暫定利用の場合）

② 事前相談等(希望者のみ)

(ア) 令和5年2月1日から提案内容や書類作成などに関する、事前相談及び現地調査を随時実施します。

【様式3】事前相談申込書または【様式4】現地調査申込書を提出してください。日程調整を行った上で実施することとします。

(イ) その他、【様式5】質問書を電子メールで受け付けます。後日、回答書を市から電子メールで送信します。回答について、他の実施事業者と共有することが望ましいと市が判断した場合は、市ホームページで公表します。

③ 提出受付期間

令和5年2月1日から令和5年7月20日まで

※事業内容の審査や使用に関する許可等の事務手続きに時間を要するため、事業実施予定日に余裕を持ち提出ください。

④ 提出方法

書類の提出は、持参、メールまたは郵送で受け付けます。

メール提出の場合は、以下の件名としてください。

○ 暫定利用申し込み 件名:【利用申込】トライアル・サウンディング 申込者(団体名)

○ 事前相談申し込み 件名:【事前相談】トライアル・サウンディング 申込者(団体名)

○ 現地調査申し込み 件名:【現地調査】トライアル・サウンディング 申込者(団体名)

○ 質問 件名:【質問】トライアル・サウンディング 申込者(団体名)

(2) 暫定利用は行わず、提案のみの希望者

① 個別対話実施方法等

提出書類に基づき個別対話を実施します(1団体あたり約60分を想定しています)。事業者のアイデアやノウハウを保護するため、参加者と市職員のみで個別に実施します。

日時及び場所は、申込後、市より連絡します。

会場は宮崎市役所内の会議室ですが、オンラインでの参加も可能とします。実施形態について参加申込書に直面またはオンラインの希望を記載ください。

その他対話に必要な資料がある場合は、できるだけ前日までに電子メールで提出してください。当日持参する場合は6部ご用意ください。

対話後、必要に応じて追加のヒアリング等を依頼する場合があります。

② 提出書類

(ア) 申込時

・【様式7】個別対話申込書

(イ) 個別対話時

・任意様式 提案内容を説明できる書類を提出ください。

③ 提出受付期間

令和5年2月1日から令和5年6月30日まで

④ 提出方法

書類の提出は、持参、メールまたは郵送で受け付けます。

メール提出の場合は、以下の件名としてください。

件名:【個別対話申込】サウンディング 申込者(団体名)

10 モニタリング及びヒアリング

利用期間中、市が実施するモニタリング調査に、提案者は協力することに加え、暫定利用期間終了後、提案者は利用実績をまとめた【様式6】実績報告書を利用終了後2週間以内に下記の「11 申込先・連絡先」に提出し、必要に応じて市のヒアリングに応じることを暫定利用の条件とします。

11 申込先・連絡先

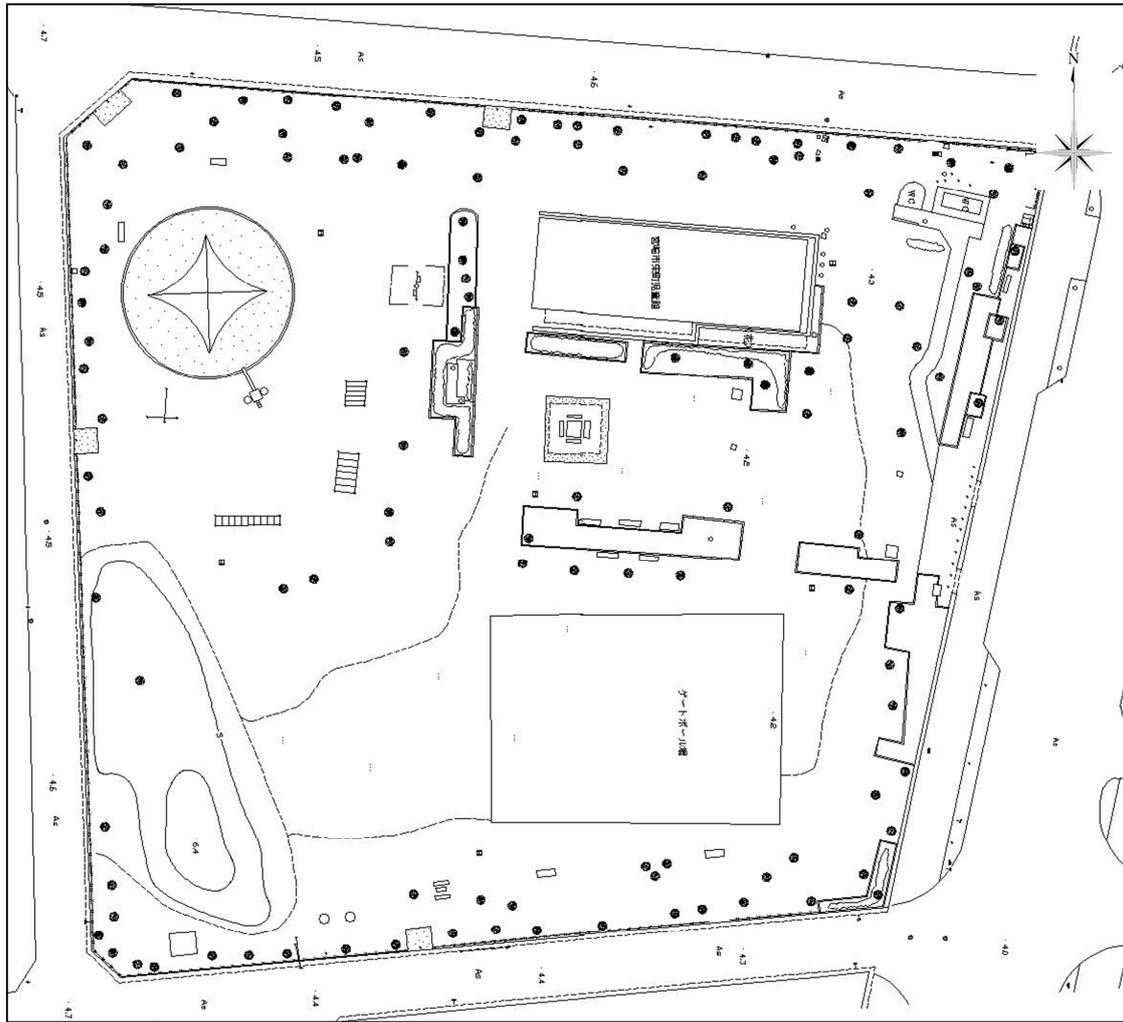
宮崎市 企画財政部 都市戦略課 (担当:甲斐、渡辺、生駒)

住所:〒880-8505 宮崎市橘通西 1-1-1 (本庁舎3階)

TEL:0985-44-2803 FAX:0985-29-6547

メール:01tosisen@city.miyazaki.miyazaki.jp

栄町街区公園平面図



栄町児童館平面図

